

# 北区小中一貫校配置検討委員会報告書

－ 9年間の学びを育む新たな学校づくりに向けて－

平成28年11月

北区小中一貫校配置検討委員会



## はじめに

北区は、平成15年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて、小中連携教育を推進してきました。その成果を踏まえ、平成20年度には「小中一貫教育基本方針」を策定し、モデル事業を経て、平成24年度から「学校ファミリーを基盤とした北区の小中一貫教育」を全校で実施しています。

また、平成26年度には「北区小中一貫教育検証委員会」において、小中一貫教育の全校実施の成果を2年間検証するとともに課題を把握し、より一層の改善・充実に向けた検討を行い「北区小中一貫教育検証委員会報告書」をまとめました。

さらに、平成27年度には「北区小中一貫校設置検討委員会」において、北区における小中一貫教育を牽引していくための推進役としての、施設一体型小中一貫校の設置について、基本的な考え方を整理し「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」をまとめました。

同報告書および平成28年4月から施行された改正学校教育法の趣旨を踏まえ、本検討委員会では、施設一体型小中一貫校の対象校の選定にあたっての基本的な考え方を整理したうえで候補校を3校に絞り込み、各候補校について、4つの検討項目を設定して比較検討を行い、その結果を報告書にまとめました。

施設一体型小中一貫校については、施設一体型義務教育学校として設置し、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中1ギャップ」の解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを期待しています。

そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、施設一体型小中一貫校が、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることを願ってやみません。

# 目 次

はじめに

## 第1章 北区における施設一体型小中一貫校の配置検討の背景

- (1) 北区における小中一貫教育の経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 北区における小中一貫教育の検証・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 北区における小中一貫校設置の検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 北区における施設一体型小中一貫校の構想

- (1) 施設一体型小中一貫校の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 施設一体型小中一貫校の通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 施設一体型小中一貫校と学校ファミリー構想・・・・・・・・ 4
- (4) 施設一体型小中一貫校の教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 施設一体型小中一貫校の運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 施設一体型小中一貫校の施設・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 北区における施設一体型小中一貫校の選定

- (1) 施設一体型小中一貫校の選定にあたっての基本的な考え方・・・・ 7
- (2) 施設一体型小中一貫校の候補校・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 施設一体型小中一貫校候補校の施設基本情報・・・・・・・・ 10
- (4) 施設一体型小中一貫校候補校の比較検討項目と評価基準・・・・ 13
- (5) 施設一体型小中一貫校候補校の比較検討
  - 比較検討項目1 地域との関係性・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - 比較検討項目2 児童数・生徒数の推移・・・・・・・・・・・・ 18
  - 比較検討項目3 通学距離・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
  - 比較検討項目4 校地面積の確保・・・・・・・・・・・・ 24
- (6) 施設一体型小中一貫校の設定対象サブファミリー・・・・ 30

## 第4章 北区における施設一体型小中一貫校の開校に向けて

- (1) 施設一体型小中一貫校の設置協議・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) 施設一体型小中一貫校の設置にあたっての課題・・・・・・・・ 32

資料1 北区小中一貫校配置検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 35

資料2 北区小中一貫校配置検討委員会検討経過・・・・・・・・・・・・ 37

## 第1章 北区における施設一体型小中一貫校の配置検討の背景

北区では、平成15年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて小中連携教育を推進し、平成24年度から全ての小中学校で小中一貫教育を実施してきた。

平成25年度～平成26年度には、「北区小中一貫教育検証委員会」を設置し、これまでの小中一貫教育の取り組みを検証するとともに、平成27年度には、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校の設置についての検討を行った。

### (1) 北区における小中一貫教育の経過

---

北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想（平成15年7月策定）の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきた。

#### 第1段階（平成19～20年度）

小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成20年11月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定。

#### 第2段階（平成20～23年度）

4つのサブファミリーでモデル事業を推進し、その成果を踏まえ、平成24年2月に「北区小中一貫教育実施方策策定基準」を策定。

#### 第3段階（平成24年度～）

平成24年4月から小中一貫教育を全校で実施。

平成25年7月に「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成。

### (2) 北区における小中一貫教育の検証

---

北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについて検証するため、平成26年2月に北区小中一貫教育検証委員会を設置した。

同年 10 月「北区小中一貫教育検証委員会報告書」を作成し、今後の北区の小中一貫教育における 3 つの視点とその具体的な推進方法を整理した。

**視点 1** 就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する

**視点 2** 小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える

**視点 3** 小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する

### **(3) 北区における小中一貫校設置の検討**

---

北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討するため、平成 27 年 4 月に北区小中一貫校設置検討委員会を設置した。

同年 10 月「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」を作成し、施設一体型小中一貫校の設置にあたって、5 つの観点から基本的な考え方を整理した。

**基本的な考え方 (1)** 施設一体型小中一貫校の位置付けについて

**基本的な考え方 (2)** 施設一体型小中一貫校の教育について

**基本的な考え方 (3)** 施設一体型小中一貫校の運営について

**基本的な考え方 (4)** 施設一体型小中一貫校の施設について

**基本的な考え方 (5)** 施設一体型小中一貫校の設置に向けて

## 第2章 北区における施設一体型小中一貫校の構想

本章では、「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」および改正学校教育法の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校について、位置付け・教育内容・施設整備等の基本的な構想をまとめる。

### **(1) 施設一体型小中一貫校の位置付け**

---

「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」および改正学校教育法の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、施設一体型義務教育学校として設置する。

施設一体型小中一貫校は、施設分離型の学校に比べ、児童・生徒間の交流・関わり、教職員間の意思疎通、情報の共有化等が図り易いことが大きな特長である。この特長を活かし、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中1ギャップ」の解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指す。

そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることを目標とする。

### **(2) 施設一体型小中一貫校の通学区域**

---

北区では、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、指定校制度及び通学区域制度を採用している。しかし、小学校の通学区域と中学校の通学区域が必ずしも一致するものではないため、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、通学区域制度を適用することを前提として、地域の実情等を踏まえ、必要に応じてその区域を見直すことを検討する。

### **(3) 施設一体型小中一貫校と学校ファミリー構想**

北区では、学校ファミリー構想に基づき、中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園からなるサブファミリーを基盤として小中一貫教育を推進してきた。施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これまでのサブファミリーの枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図る。

### **(4) 施設一体型小中一貫校の教育**

#### **① 学年段階の区切りについて**

改正学校教育法において、義務教育学校の修業年限を9年とするものの、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分するとされたことや、区内の他の小・中学校はもとより、区外の小・中学校における学年段階の区切りとの調和を図ることが必要である。そのため、施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては、6-3制とする。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れたうえで、9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程により教育活動や学校運営を行う。

#### **② 教科担任制について**

児童の授業理解の向上や教員の負担軽減を目指し、小・中の教員の授業乗り入れ等により、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図る。

#### **③ 部活動について**

部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指して、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図る。

また、施設一体型小中一貫校については、中学校の教員のみならず、小学校の教員が部活動の顧問になることを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図る。

#### **④ 学校行事の実施について**

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、体育的行事があるが、施設一体型小中一貫校においては、敷地面積の制限等はあるものの、いずれの行事についても



可能な限り小・中合同での実施を図る。

ただし、行事の内容によっては、必ずしも9学年合同で行うのではなく、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施する。

## **(5) 施設一体型小中一貫校の運営**

### **①教職員体制について**

校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程を管轄する副校長1名、中学校の教育課程を管轄する副校長1名を最低配置とし、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長1名を配置する。

また、全ての教員が相互乗り入れ授業を実施できる体制を整備し、5・6年生における教科担任制の導入を推進する。

### **②P T A活動について**

P T Aは任意団体であることを鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討する。併せて、小・中合同でのP T A活動を支援するための環境整備を行う。

### **③地域との連携について**

施設一体型小中一貫校については、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指す。

また、施設の高機能化・多機能化を進め、区民・地域への開放を推進する。

## **(6) 施設一体型小中一貫校の施設**

### **①9年間の学びを支える施設環境の整備について**

施設一体型小中一貫校については、9年間の一貫した教育活動に適した施設環境および9年間の一貫した学校運営に適した施設環境を確保する。また、9年間を通じて学校と地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場として

の施設環境を確保する。

## ②施設配置について

施設配置については、児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことになるため、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行う。

また、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎や教室等の配置を行う。

## 第3章 北区における施設一体型小中一貫校の選定

第2章における施設一体型小中一貫校の構想を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校について、その対象となる学校を選定する。

本章では、対象校の選定にあたっての基本的な考え方を整理したうえで、候補校を絞り込み、各候補校について、比較検討項目と評価基準を設定して、比較検討を行い対象校を決定する。

### (1) 施設一体型小中一貫校の選定にあたっての基本的な考え方

#### ①施設一体型小中一貫校の位置付け

北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る牽引的役割を担う学校とし、既存の小学校と中学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置することを前提として比較検討を行う。

#### ②施設一体型小中一貫校の通学区域

指定校制度を堅持するとともに、検討の対象となる小学校および中学校の現在の通学区域を継承し、必要に応じて一定程度の通学区域の見直しを行うことを前提として比較検討を行う。

#### ③施設一体型小中一貫校と学校ファミリー構想

学校ファミリー構想のもと、既存のサブファミリーの枠組みを継承する。当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、サブファミリーを構成する小学校と中学校を施設一体型小中一貫校として1つにまとめることを前提として比較検討を行う。

#### ④施設一体型小中一貫校の教育環境

9年間の学校生活において人間関係の固定化が生じることのない学校規模を確保することを前提として比較検討を行う。

また、施設一体型小中一貫校としての特性を発揮できる十分な施設整備（校舎・運動場等）を行うためには、既存の学校施設への設置では困難であるため、今後改築が見込まれる学校を対象とすることを前提として比較検討を行う。

## (2) 施設一体型小中一貫校の候補校

施設一体型小中一貫校の対象となる学校の選定にあたっては、平成26年3月に策定した「北区立小・中学校改築改修計画」との整合を図り、同計画において未だ改築計画の定められていない中学校3校（堀船中学校・神谷中学校・飛鳥中学校）を候補校として、サブファミリー内の小学校との関係を考慮に入れたうえで、設置についての比較検討を行う。

区立中学校の改築状況

中学校名	改築の状況
王子桜中学校	改築済（平成21年4月開設）
十条富士見中学校	改築済（平成24年4月開設）
明桜中学校	改築済（平成23年4月開設）
堀船中学校	未着手
稲付中学校	事業中（平成31年4月開設予定）
赤羽岩淵中学校	改築済（平成26年4月開設）
桐ヶ丘中学校	改築済（平成22年4月開設）
神谷中学校	未着手
浮間中学校	事業中（平成32年4月開設予定）
田端中学校	事業中（平成31年4月開設予定）
滝野川紅葉中学校	改築済（平成25年9月開設）
飛鳥中学校	未着手

※「北区立小・中学校改築改修計画」において、区立学校で学ぶすべての児童・生徒が義務教育を受ける9年間のうち、少なくとも小・中いずれかで教育環境がより充実した改築校で授業を受けられる環境を早期に実現すること重点目標と位置付けている。そのため、改築未着手の中学校の改築を優先して実施することとし、同計画の期間内にすべての中学校の改築事業に着手することとしている。

【比較検討を行う3つのサブファミリー】

- ①堀船中サブファミリー（1中学校+2小学校+1幼稚園）

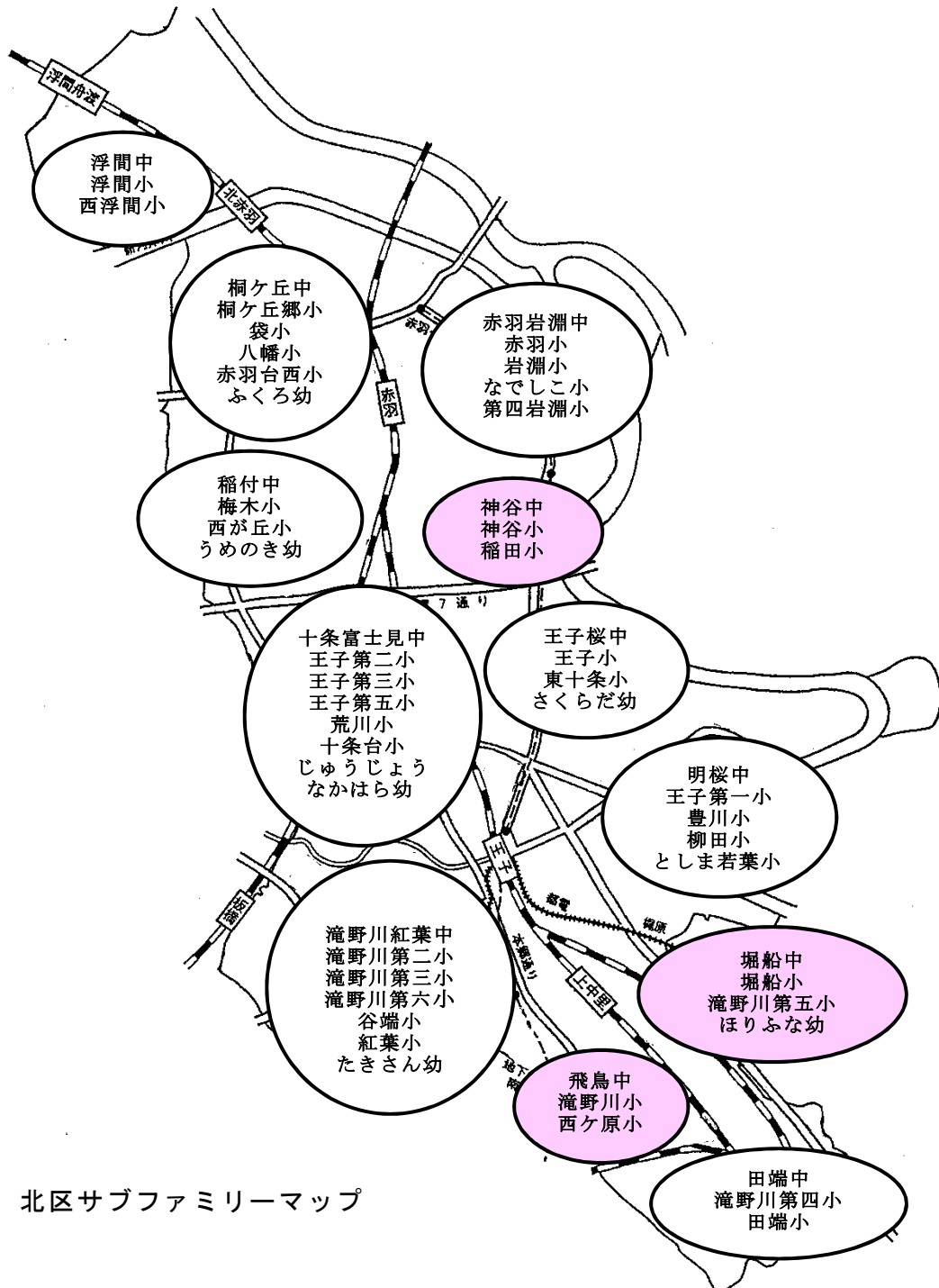
堀船中学校・堀船小学校・滝野川第五小学校・ほりふな幼稚園

- ②神谷中サブファミリー（1中学校+2小学校）

神谷中学校・神谷小学校・稲田小学校

- ③飛鳥中サブファミリー（1中学校+2小学校）

飛鳥中学校・滝野川小学校・西ヶ原小学校



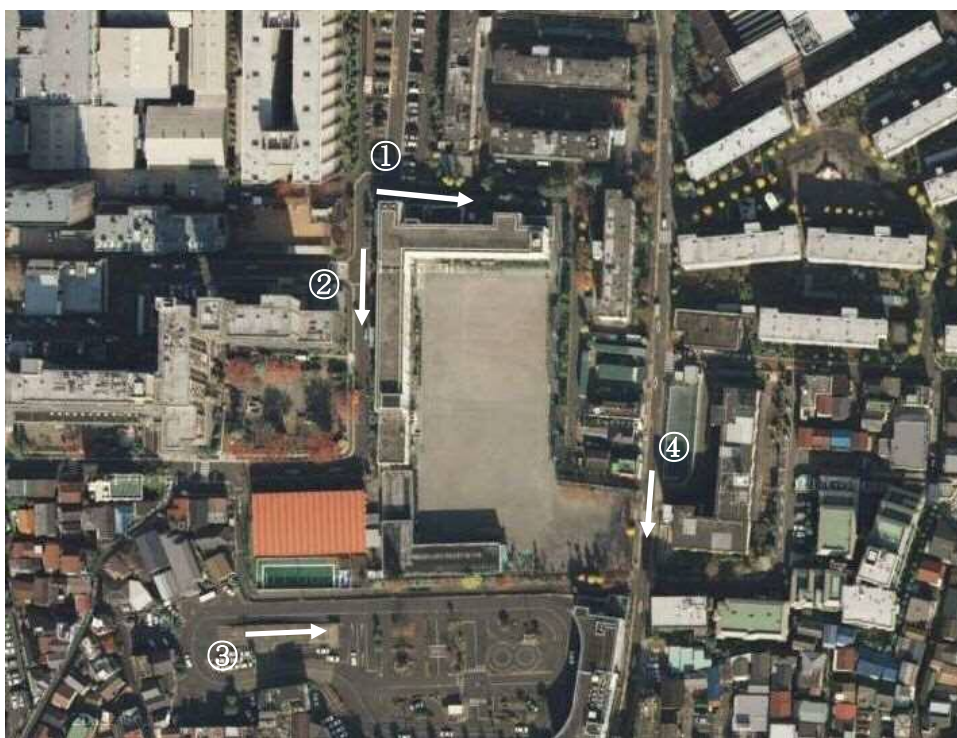
北区サブファミリーマップ

### (3) 施設一体型小中一貫校候補校の施設基本情報

#### ① 堀船中サブファミリー

##### ■ 堀船中学校概要 ■

学校概要	所在地	堀船 2-23-20
	校地面積	12,260.72 m <sup>2</sup>
	運動場面積	6,593 m <sup>2</sup>
	校舎	1968年竣工(1990年改修) RC造4階建て 6,619.93 m <sup>2</sup>
	体育館	1975年竣工(2007年改修) S造2階建て 913.31 m <sup>2</sup>



##### ■ 堀船中サブファミリー小学校概要 ■

施設名	校地面積 [m <sup>2</sup> ]	建物面積 [m <sup>2</sup> ]	竣工(改修年)
	運動場面積 [m <sup>2</sup> ]		
堀船小学校	8,999.13	校舎 : 6,019.07	1966 (1991)
	4,440	体育館 : 1,190.34	1976 (2008)
		その他 : 152.27	
滝野川第五小学校	9,432.92	校舎 : 4,999.36	1958 (1985)
	5,500	体育館 : 593.01	1970 (1993)
		その他 : 154.63	



## ②神谷中サブファミリー

### ■ 神谷中学校概要 ■

学校概要	所在地	神谷 2-46-13
	校地面積	6,844.64 m <sup>2</sup>
	運動場面積	3,959 m <sup>2</sup>
	校舎	1968 年竣工（1990 年改修） RC 造 4 階建て 4,865.28 m <sup>2</sup>
	体育館	1968 年竣工（1990 年改修） S 造 2 階建て 659.91 m <sup>2</sup>



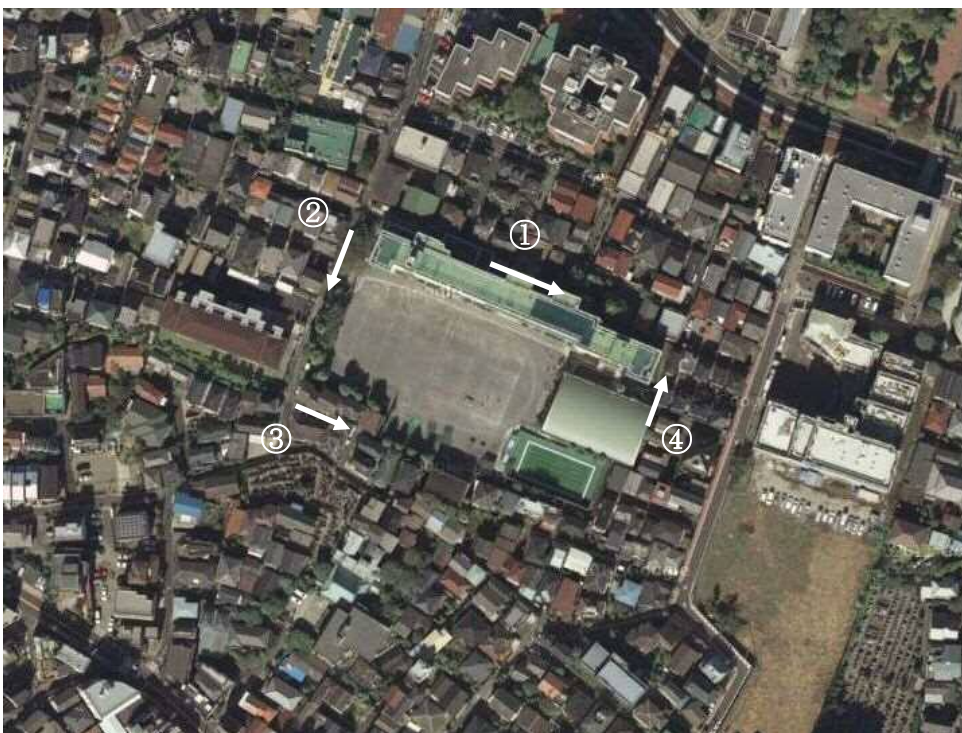
### ■ 神谷中サブファミリー小学校概要 ■

施設名	校地面積 [m <sup>2</sup> ] 運動場面積 [m <sup>2</sup> ]	建物面積 [m <sup>2</sup> ]	竣工（改修年）
神谷小学校	7,908.54 4,500	校舎 : 4,014.72 体育館 : 543.78 その他 : 106.82	1966（1990） 1965（2002）
稲田小学校	7,784.59 4,807	校舎 : 3,673.36 体育館 : 596.29 その他 : 103.20	1959（1985） 1967（1995）

### ③飛鳥中サブファミリー

#### ■ 飛鳥中学校概要 ■

学校概要	所在地	西ヶ原 3-5-12
	校地面積	9,885.56 m <sup>2</sup>
	運動場面積	4,354 m <sup>2</sup>
	校舎	1966年竣工(1988年改修) RC造 4階建て 5,338.40 m <sup>2</sup>
	体育館	1971年竣工(1994年改修) S造 2階建て 702.20 m <sup>2</sup>



#### ■ 飛鳥中サブファミリー小学校概要 ■

施設名	校地面積 [m <sup>2</sup> ] 運動場面積 [m <sup>2</sup> ]	建物面積 [m <sup>2</sup> ]	竣工 (改修年)
滝野川小学校	7,522.61 3,005	校舎 : 6,011.50 体育館 : 603.27 その他 : 49.83	1966 (1989) 1969 (1994)
西ヶ原小学校	6,071.52 3,100	校舎 : 3,884.49 体育館 : 543.40 その他 : 86.55	1965 (1989) 1971 (2006)



#### (4) 施設一体型小中一貫校候補校の比較検討項目と評価基準

施設一体型小中一貫校は、9学年が同一の敷地・施設で活動を行うため、十分な校地面積や人間関係の固定が生じない学校規模を確保する必要がある。

また、将来の児童・生徒数の推移を見越した施設整備やこれまで北区が取り組んできた小中一貫教育との調和を図りながら、今後の北区の小中一貫教育の更なる充実・発展に向けた推進役となることが期待されるため、候補校となる3つの中学校を含むサブファミリーについて、以下の4つの項目について、比較検討を行った。

##### 比較検討項目1 地域との関係性

施設一体型小中一貫校については、「既存の小学校と中学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置すること」、「学校ファミリー構想のもと、既存のサブファミリーの枠組みを継承するとともに、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として1つにまとまること」を前提としている。

しかしながら、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」において、「小学校と地域との関係性の希薄化を防ぐ等の視点から、現在19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残るよう配慮していく」としているため、上記方針との整合性についての評価を行う。評価基準を表1に示す。

表1：地域との関係性の評価基準

答申との整合性	評価
小学校と地域の関係性の希薄化を防ぐ	○ 小中一貫校を設置した場合、現在19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残る。
	－ 小中一貫校を設置した場合、現在19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に小学校が存在しない地域が発生する。

##### 比較検討項目2 児童数・生徒数の推移

施設一体型小中一貫校については、9年間に渡る学校生活を同一の学校で過ごすため、人間関係の固定化が生じることのないよう複数学級が編制できる規模が求められる。また、将来的にも同規模が維持されることが望ましいため、各候補中学校のサブファミリーについて、現在の児童数並びに将来の児童推計の視点から、比較検討を行う。

また、児童数・生徒数、学級数の増加が見られ、既存校舎の保有教室数では対

応が難しい場合は学校改築の機会と捉えることができる。児童数・生徒数、学級数の平成 28 年度実績と平成 33 年度推計値を比較し、各項目の増減によって評価を行う。評価基準を表 2 に示す。

表 2：児童数・生徒数の評価基準

児童・生徒数、学級数	評価	
平成 28 年度と平成 33 年度推計値の比較	○	児童数・生徒数（41 名以上）、学級数（2 学級以上）の増加。
	△	児童数・生徒数（40 名以下）、学級数（1 学級以下）の増加。 児童数・生徒数（40 名以下）、学級数（1 学級以下）の減少。
	－	児童数・生徒数（41 名以上）、学級数（2 学級以上）の減少。

### 比較検討項目 3 通学距離

施設一体型小中一貫校については、北区教育委員会がこれまで尊重してきた通学区域や学校ファミリー構想との調和を図り設置することとする。

ただし、施設一体型小中一貫校については、現在の中学校の校地をベースとして、サブファミリーを構成する小学校との一体的な施設整備を行うため、小学校児童の通学への影響を検討する必要がある。

北区では立地や通学上の安全確保、小学生の体格・体力に応じ、通学距離の基準を 1km 程度と定めているため、中学校校地を中心とした半径 1km のエリアを調査し、各小学校区がどの程度含まれるか（カバー率）によって評価を行う。評価基準を表 3 に示す。

表 3：通学距離の評価基準

カバー率	評価	
100%	○	通学距離が全て 1km 圏内であり、基準を満たす。
50% 以上～100% 未満	△	通学距離が 1km 超のエリアがあるが、半分以上のエリアで基準を満たす。
50% 未満	－	通学距離が 1km 超のエリアが多く、半分以上のエリアが基準を満たさない。

### 比較検討項目 4 校地面積の確保

校地面積については、小・中学校においても国の基準は定められていない。そのため、施設一体型小中一貫校の標準的な校地面積については、以下の考え方に

より整理する。

- 1) 「北区学校適正規模等審議会答申」および「北区立小・中学校整備方針」における小・中学校の規模を参考に、施設一体型小中一貫校の標準的な学級数を9学年27学級（小学校：6学年×3学級＝18学級、中学校：3学年×3学級＝9学級）と想定する。
- 2) 上記の学校規模の必要面積を算出すると、施設の異学年間の共用状況にもよるが概ね15,000㎡～16,000㎡程度の施設規模となる。
- 3) 文部科学省の「小・中学校施設整備基準」に基づく運動場の最低必要面積の考え方（小学生10㎡/人、中学生12㎡/人）から、運動場の面積は上記の学校規模に応じ、約8,500㎡となる。
- 4) 上記2)の施設規模と3)の運動場面積を確保するための施設一体小中一貫校の校地面積は、既存の小・中学校の校地面積を考慮して、約15,000㎡とする。

上記の校地面積を踏まえると、対象となる3つの中学校の現在の校地面積はいずれも15,000㎡以下であり、施設一体型小中一貫校の整備にあたっての標準的な校地面積を下回る。

そのため、中学校周辺の公共施設敷地、公園等を調査し、中学校校地との一体的な土地利用による施設一体型小中一貫校整備の可能性について検討を行う。

検討に当たっては『①主要な建物のうち規模の小さい小学生用体育館の建設が可能かどうかの敷地面積の調査』、『②建物配置や運動場として利用する際の制約となる敷地形状の確認』、『③中学校校地との接続性』の3項目により評価を行い、敷地拡張の可能性が高い敷地を選定し、現在の中学校地と合算した面積について評価を行う。各評価基準を表4～7に示す。

表4：敷地面積の評価基準

敷地面積	評価	
敷地面積 1,420 ㎡以上 (※)	○	体育館の建設が可能な面積を有し、学校敷地として利用可能。
敷地面積 1,420 ㎡未満	－	体育館の建設が可能な面積が無く、学校敷地としての利用が難しい。

※小学生用の体育館の建築面積を850㎡、建ぺい率60%と想定した必要最低限の面積

表 5 : 敷地形状の評価基準

敷地形状	評価	
正形な敷地	○	建物配置や運動場として利用する際に制限がほぼかからない
やや不正形な敷地	△	建物配置や運動場として利用はできるが、配置上の制約がある
不正形な敷地	－	建物配置が難しい、また、運動場としての利用が難しい。

表 6 : 接続性の評価基準

接続性	評価	
中学校校地と隣接している	○	中学校校地から直線距離で 150m 圏内にあり、中学校校地と接している。または、区有の敷地を介して接続が可能。
中学校校地と離れている	－	中学校校地から直線距離で 150m 以上。

表 7 : 確保可能な校地面積の評価基準

校地面積	評価	
校地面積 15,000 m <sup>2</sup> 以上	○	施設一体型小中一貫校の標準的な校地面積を確保可能。
校地面積 15,000 m <sup>2</sup> 未満	－	施設一体型小中一貫校の標準的な校地面積の確保が難しい。

## (5) 施設一体型小中一貫校候補校の比較検討

### 比較検討項目1 地域との関係性

#### ①堀船中サブファミリー

当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないよう、施設一体型小中一貫校として1つにまとまった場合、小学校が存在しない地域が発生する。

現況	小中一貫校の設置	評価
現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残る。	現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に小学校が存在しない地域が発生する。	—

#### ②神谷中サブファミリー

当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないよう、施設一体型小中一貫校として1つにまとまった場合でも、地域に小学校が存在する。

現況	小中一貫校の設置	評価
現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残る。	同 左	○

#### ③飛鳥中サブファミリー

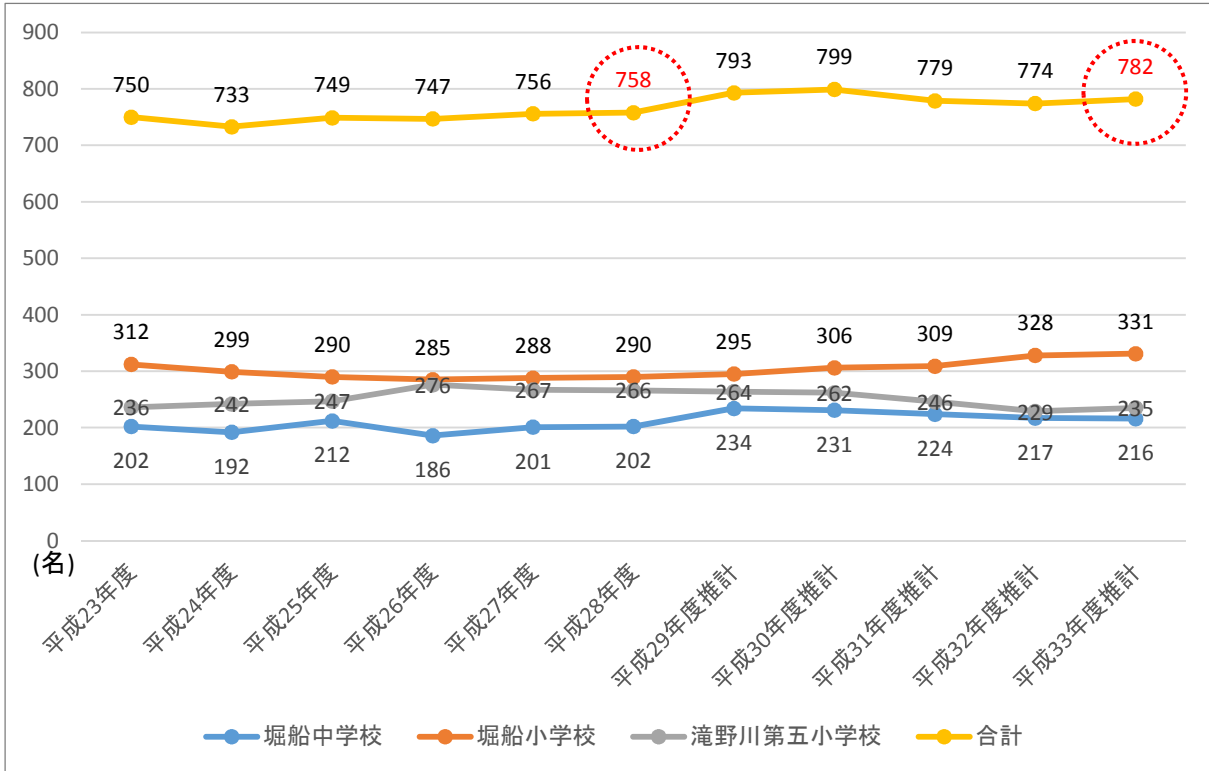
当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないよう、施設一体型小中一貫校として1つにまとまった場合でも、地域に小学校が存在する。

現況	小中一貫校の設置	評価
現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残る。	同 左	○

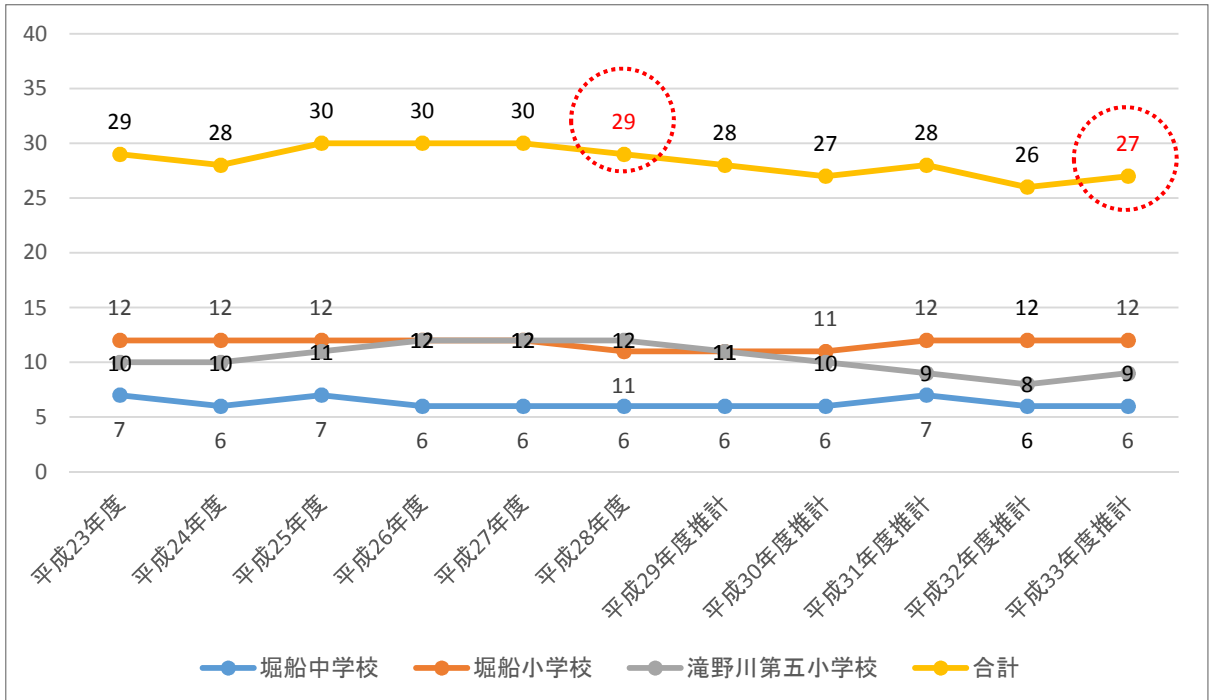
比較検討項目 2 児童数・生徒数の推移

①堀船中サブファミリー

■児童数・生徒数■



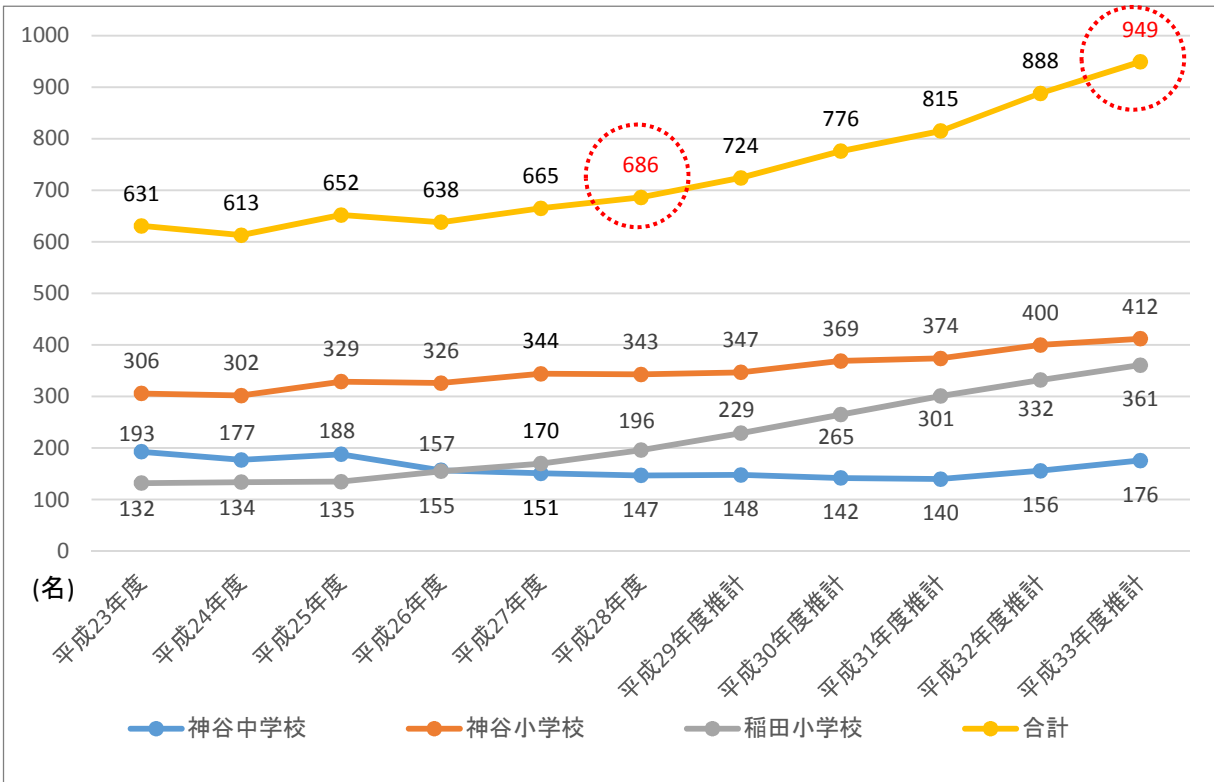
■学級数■



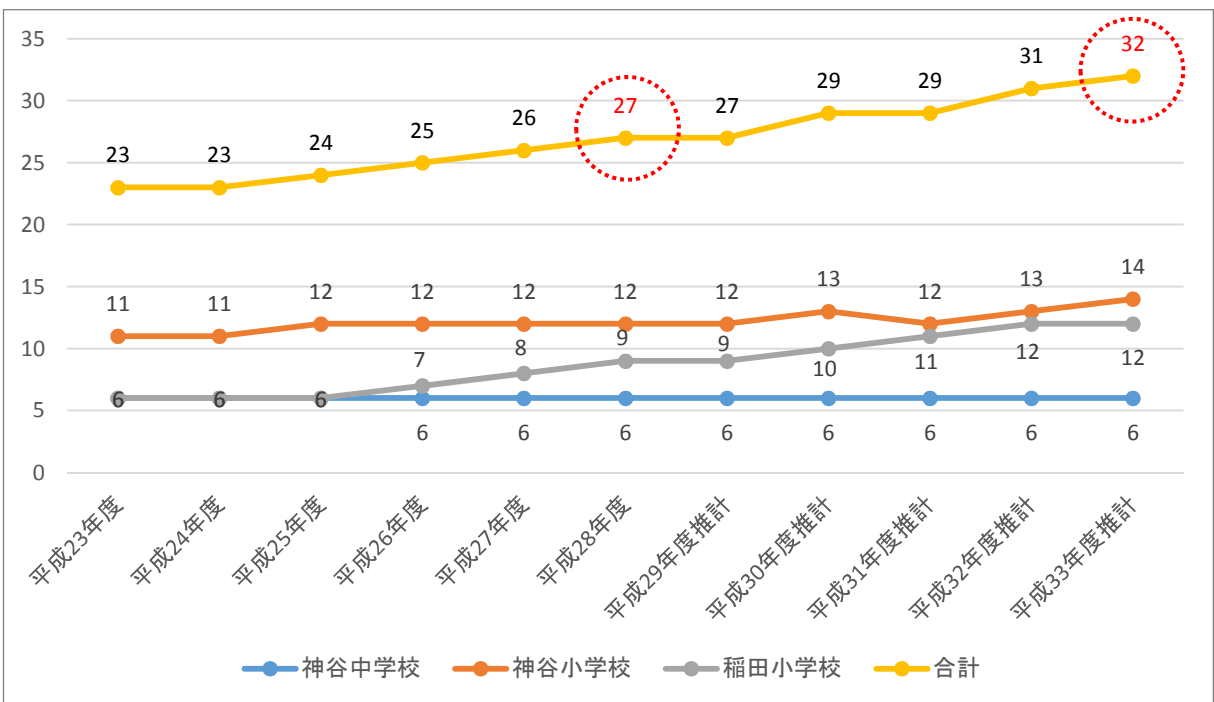
児童数・生徒数、学級数	増減（合計）	評価	総合評価
児童数・生徒数	24名増	△	△
学級数	2学級減	—	

②神谷中サブファミリー

■児童数・生徒数■



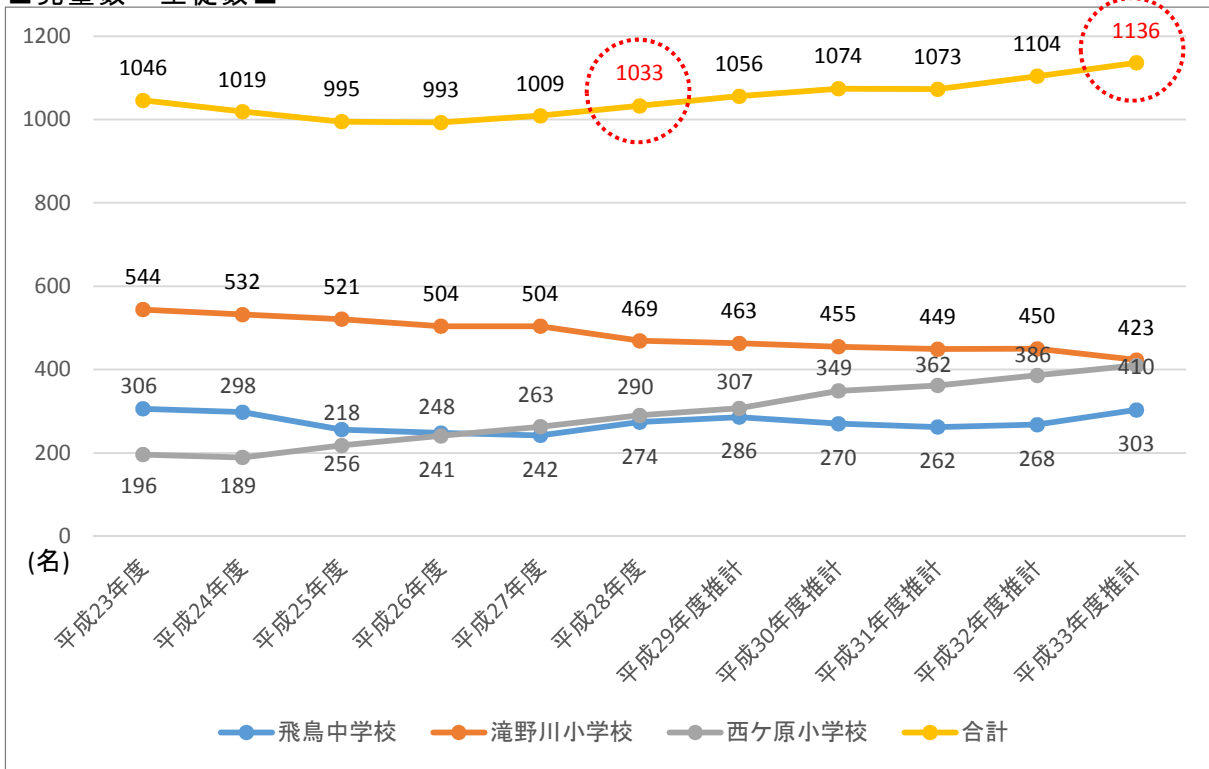
■学級数■



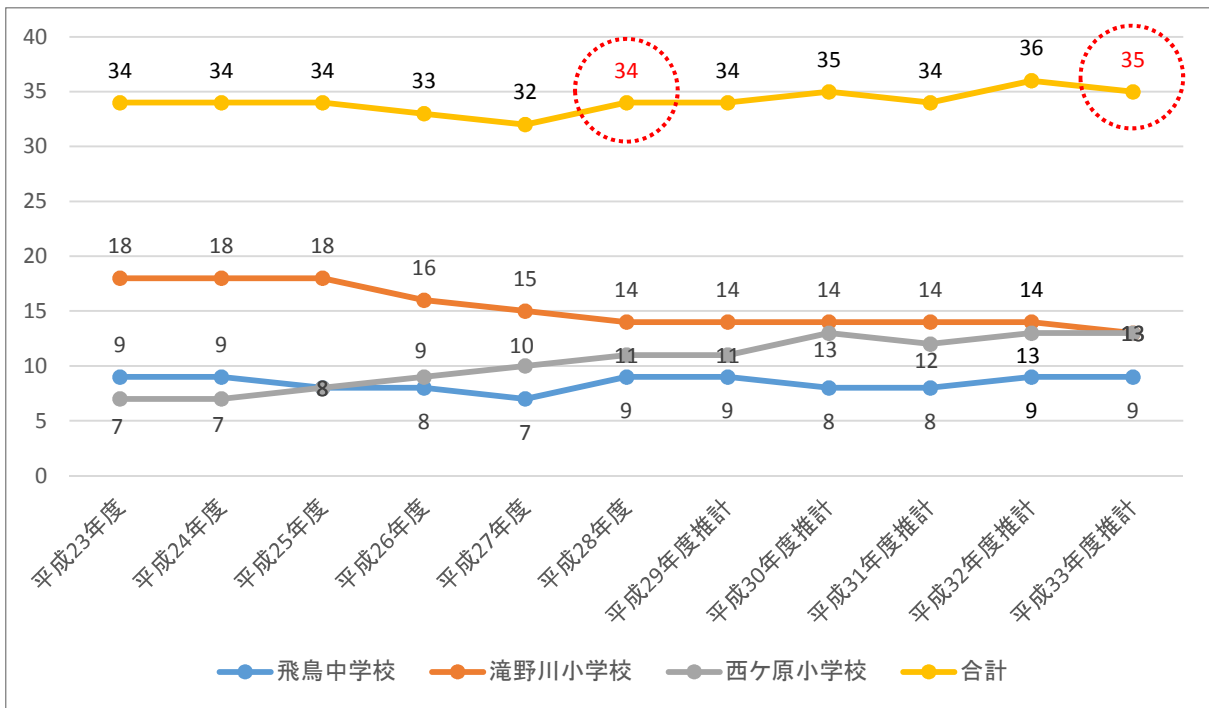
児童数・生徒数、学級数	増減（合計）	評価	総合評価
児童数・生徒数	263名増	○	○
学級数	5学級増	○	

③飛鳥中サブファミリー

■児童数・生徒数■



■学級数■



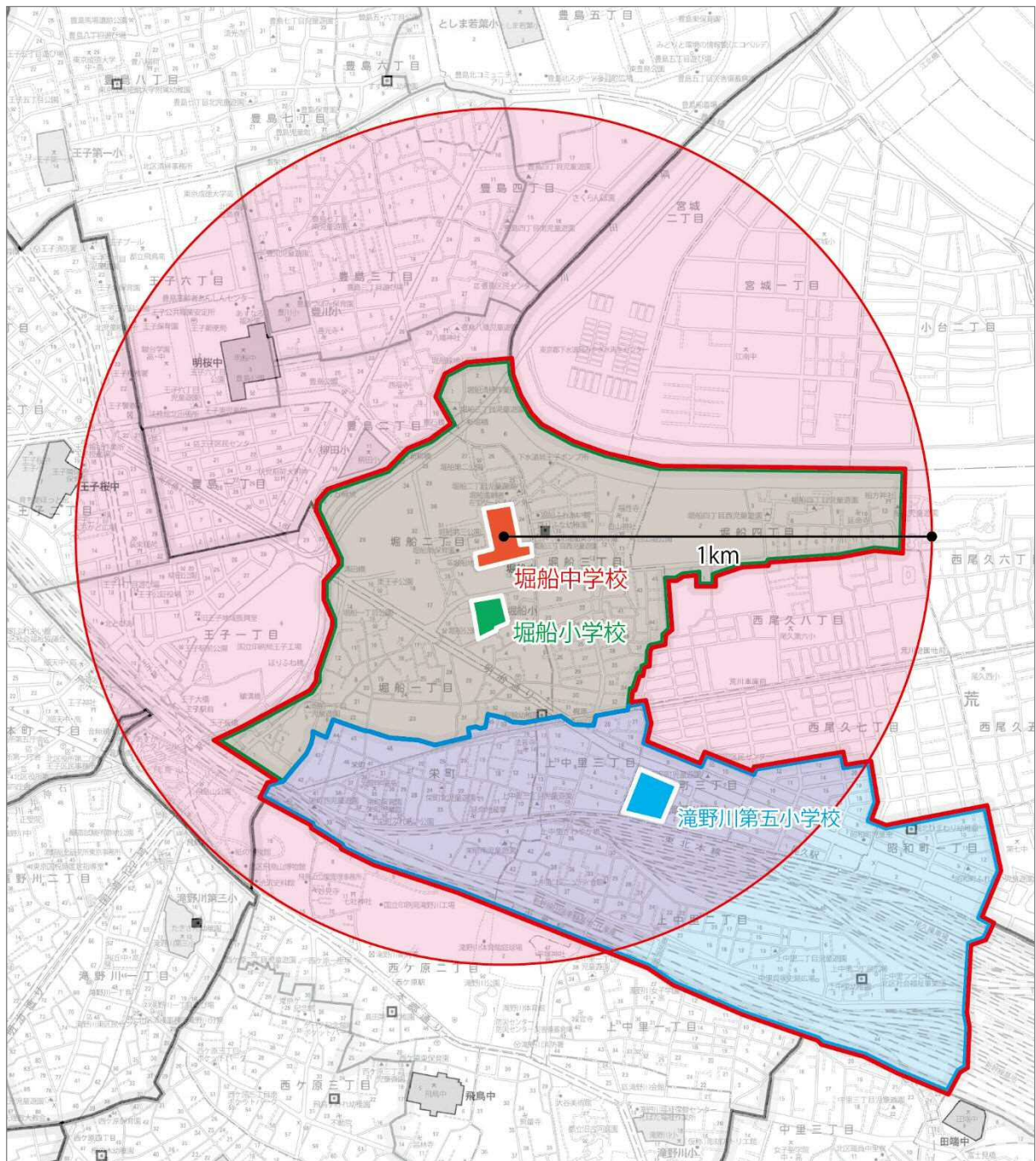
児童数・生徒数、学級数	増減（合計）	評価	総合評価
児童数・生徒数	103名増	○	○
学級数	1学級増	△	



### 比較検討項目3 通学距離

#### ①堀船中サブファミリー

堀船中学校を中心に半径 1km の通学距離を示す。

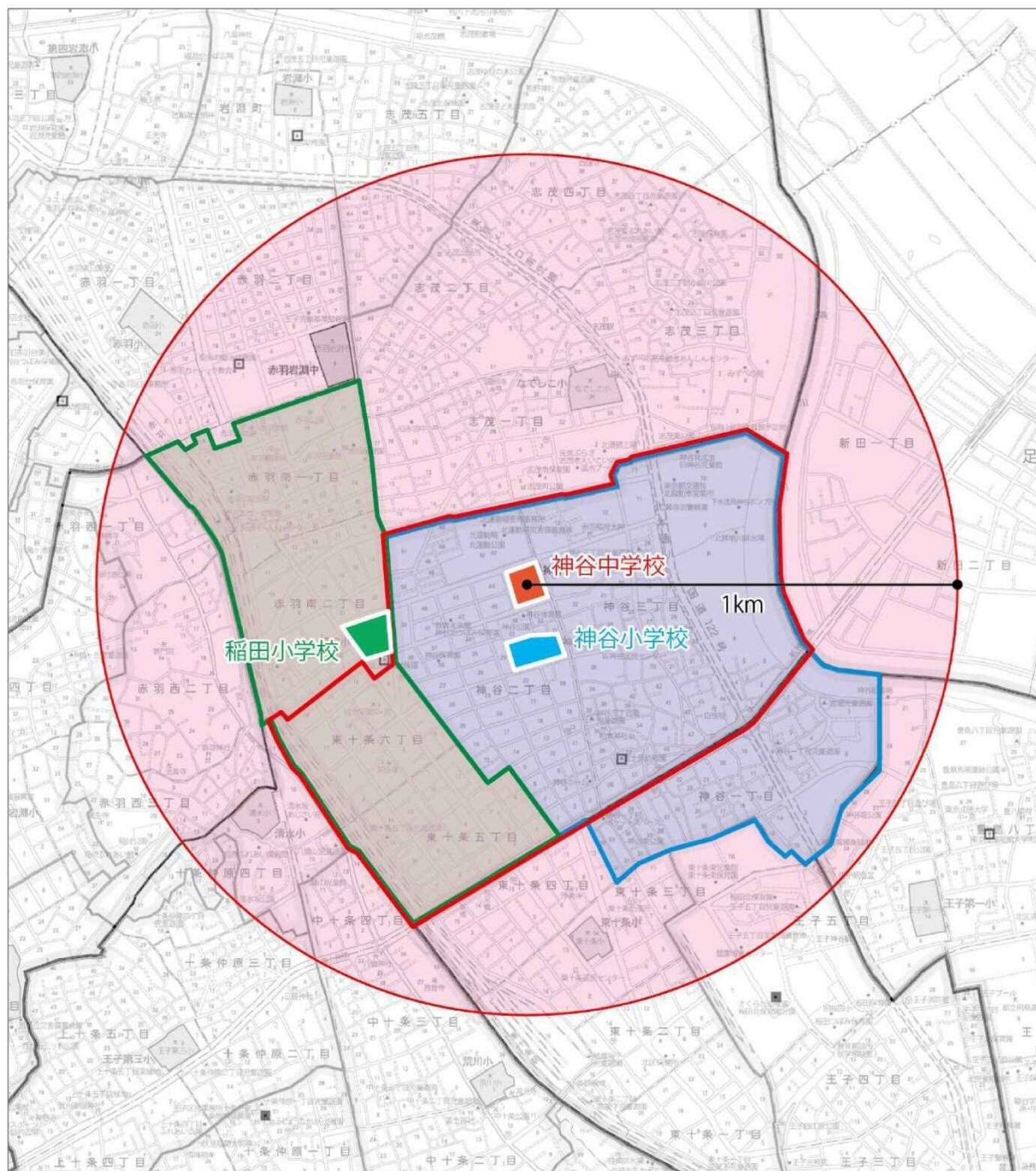


縮尺 1:15000

学校区	カバー率	評価
堀船小学校区	100%	○
滝野川第五小学校区	57%	△
全体	77%	△

②神谷中サブファミリー

神谷中学校を中心に半径 1km の通学距離を示す。



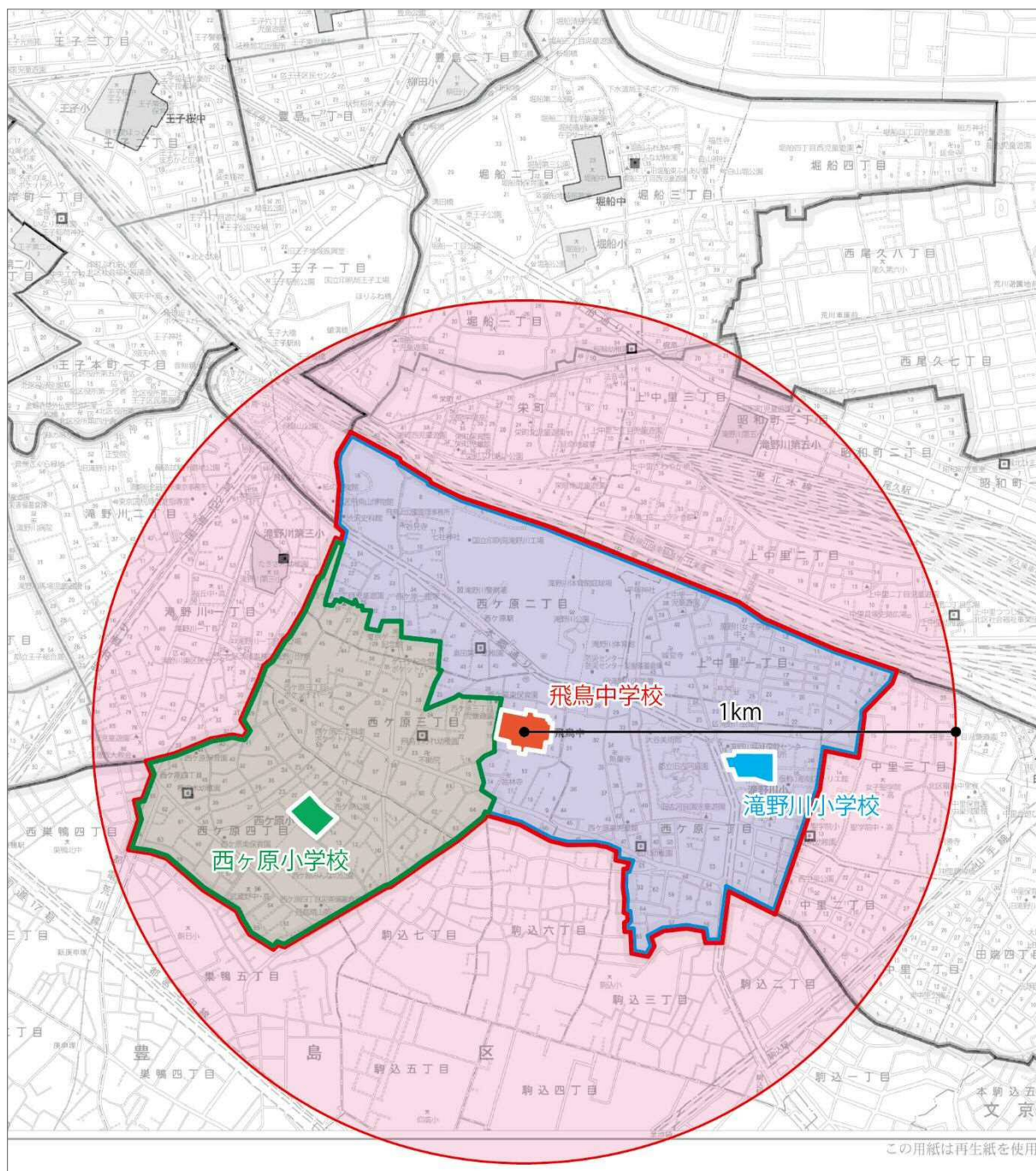
縮尺 1:15000

学校区	カバー率	評価
神谷小学校区	100%	○
稲田小学校区	100%	○
全体	100%	○



### ③飛鳥中サブファミリー

飛鳥中学校を中心に 1km の通学距離を示す。



この用紙は再生紙を使用

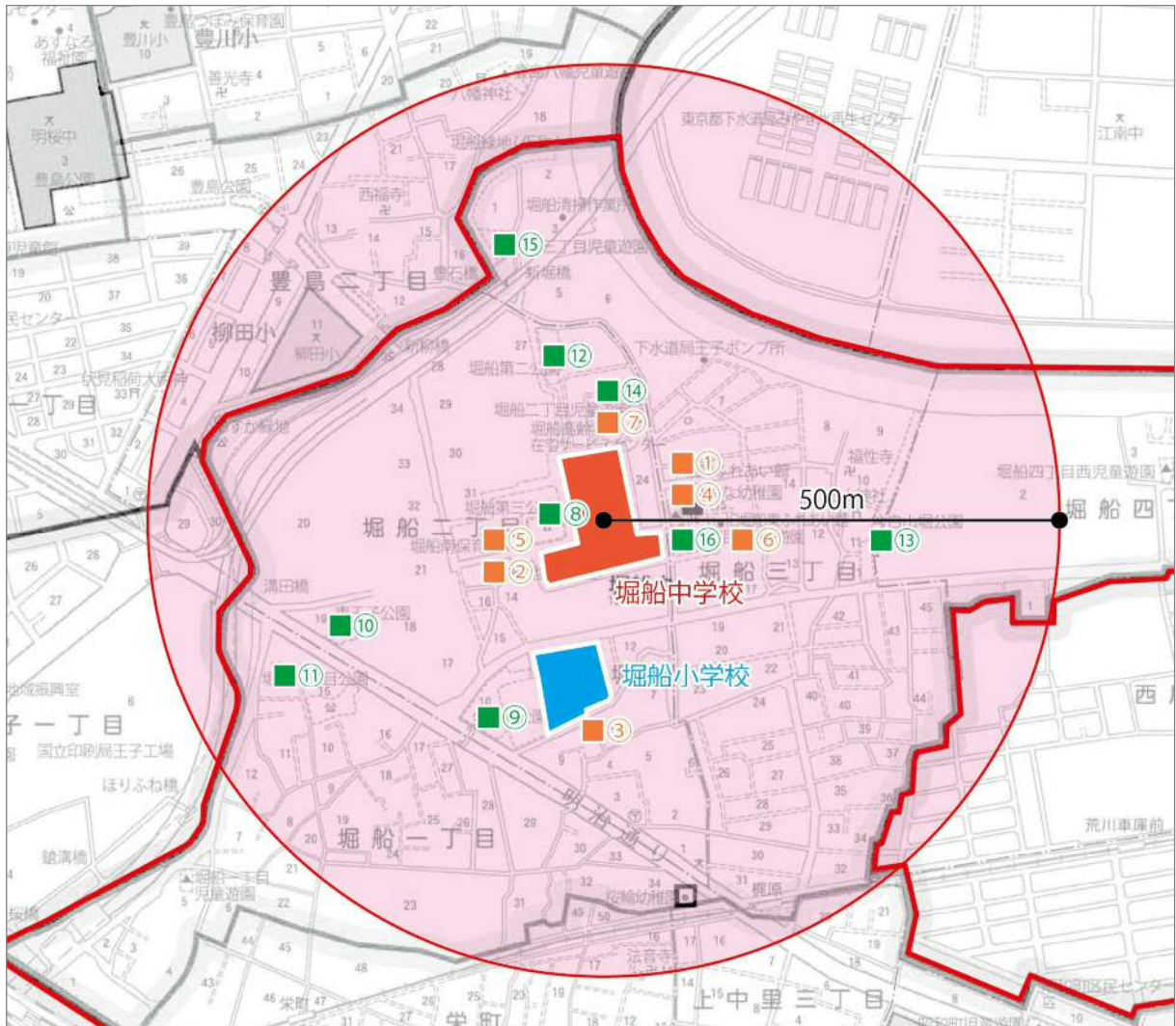
縮尺 1:15000

学校区	カバー率	評価
滝野川小学校区	100%	○
西ヶ原小学校区	100%	○
全体	100%	○

## 比較検討項目 4 校地面積の確保

### ①堀船中サブファミリー

堀船中学校周辺における、敷地の拡張性がある公園・公共施設を示す。



縮尺 1:8000

施設名	敷地概要		評価	総合評価
	上段：敷地面積、中段：敷地形状、下段：距離・接続性			
① 堀船ふれあい館敷地	414.58 m <sup>2</sup>		—	—
	正形		○	
	直線距離約 95m。別敷地を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
② 堀船地域振興室敷地	312.14 m <sup>2</sup>		—	—
	不正形		—	
	直線距離約 140m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
③ 堀船小学校敷地	8,999.13 m <sup>2</sup>		○	△
	正形		○	
	直線距離約 195m。中学校敷地から離れている。		—	
④ ほりふな幼稚園敷地 ※都営住宅 1 階部分	564.72 m <sup>2</sup>		—	—
	不正形		—	
	直線距離約 100m。道路を挟んで中学校敷地に隣接。		○	
⑤ 堀船南保育園敷地 ※住宅供給公社併設 1 階部分	1,314.39 m <sup>2</sup>		○	○
	正形		○	
	直線距離約 110m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
⑥ 旧堀船東ふれあい館敷地	159.84 m <sup>2</sup>		—	—
	正形		○	
	直線距離約 130m。別敷地を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
⑦ 堀船高齢者在宅サービスセンター敷地	※都営アパート 1 階部分		—	△
	やや不正形		△	
	直線距離約 95m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
⑧ 堀船第三公園	1,235.48 m <sup>2</sup>		—	△
	正形		○	
	直線距離約 65m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
⑨ 堀船公園	2,991.35 m <sup>2</sup>		○	△
	正形		○	
	直線距離約 265m。中学校敷地から離れている。		—	
⑩ 東王子公園	718.31 m <sup>2</sup>		—	—
	正形		○	
	直線距離約 315m。中学校敷地から離れている。		—	
⑪ 堀船一丁目公園	1,283.32 m <sup>2</sup>		—	—
	やや不正形		△	
	直線距離約 380m。中学校敷地から離れている。		—	
⑫ 堀船第二公園	1,774.03 m <sup>2</sup>		○	△
	やや不正形		△	
	直線距離約 180m。中学校敷地から離れている。		—	
⑬ 白山堀公園	2,457.67 m <sup>2</sup>		○	—
	不正形		—	
	直線距離約 300m。中学校敷地から離れている。		—	
⑭ 堀船二丁目児童遊園	440.93 m <sup>2</sup>		—	—
	やや不正形		△	
	直線距離約 105m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
⑮ 堀船三丁目児童遊園	1,245.85 m <sup>2</sup>		—	—
	やや不正形		△	
	直線距離約 310m。中学校敷地から離れている。		—	
⑯ 堀船三丁目西児童遊園	424.93 m <sup>2</sup>		—	—
	正形		○	
	直線距離約 90m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	

上表より、敷地拡張の可能性が高い敷地は堀船中学校周辺にはみられない。(『⑤堀船南保育園敷地』は住宅供給公社併設のため除外)

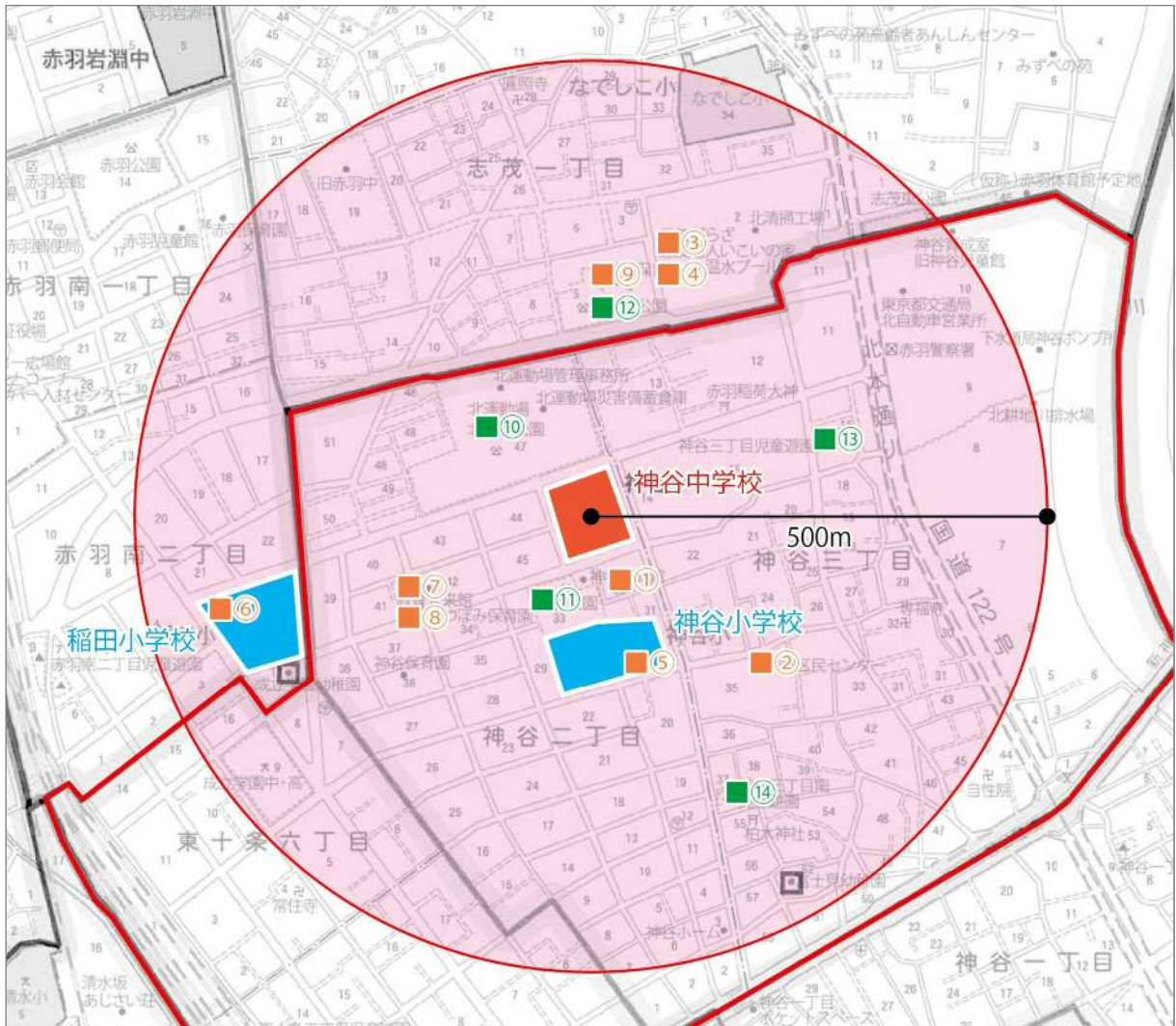
堀船中学校校地 (12,260.72 m<sup>2</sup>) + 合算なし = 12,260.72 m<sup>2</sup>

確保可能な校地面積	標準的な校地面積との比較	評価
12,260.72 m <sup>2</sup>	- 2,739.28 m <sup>2</sup>	—



## ②神谷中サブファミリー

神谷中学校周辺における、敷地の拡張性がある公園・公共施設を示す。



縮尺 1:8000

施設名	敷地概要		評価	総合評価
	上段：敷地面積、 中段：敷地形状、 下段：距離・接続性			
① 神谷体育館敷地	981.95 m <sup>2</sup>		○	○
	正形		○	
	直線距離約 75m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
② 神谷区民センター敷地	1,791.42 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 300m。中学校敷地と離れている。		-	
③ 元気ふらぎ敷地	4,958.33 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 300m。中学校敷地と離れている。		-	
④ 志茂老人いこいの家敷地	元気ふらぎ建物内併設			
⑤ 神谷小学校敷地	7,908.54 m <sup>2</sup>		○	○
	正形		○	
	直線距離約 150m。神谷公園・神谷体育館を介して隣接。		○	
⑥ 稲田小学校敷地	7,784.59 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 380m。中学校敷地と離れている。		-	
⑦ 旧教育未来館敷地	3,326.28 m <sup>2</sup>		○	△
	正形		△	
	直線距離約 200m。中学校敷地と離れている。		-	
⑧ 神谷北つばみ保育園敷地	旧教育未来館敷地内併設			
⑨ 志茂南保育園敷地	911.31 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 250m。中学校敷地と離れている。		-	
⑩ 北運動場・北運動公園	23,794.02 m <sup>2</sup>		○	△
	正形		○	
	直線距離約 130m。中学校敷地間に幹線道路がある。		△	
⑪ 神谷公園	3,772.23 m <sup>2</sup>		○	○
	やや不正形（L字型） ※神谷体育館とあわせれば正形		○	
	直線距離約 100m。道路を挟んで中学校敷地に隣接。		○	
⑫ 志茂町公園	2,604.33 m <sup>2</sup>		○	△
	正形		○	
	直線距離約 230m。中学校敷地と離れている。		-	
⑬ 神谷三丁目児童遊園	390.10 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 275m。中学校敷地と離れている。		-	
⑭ 神谷三丁目南児童遊園	360.13 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 350m。中学校敷地と離れている。		-	

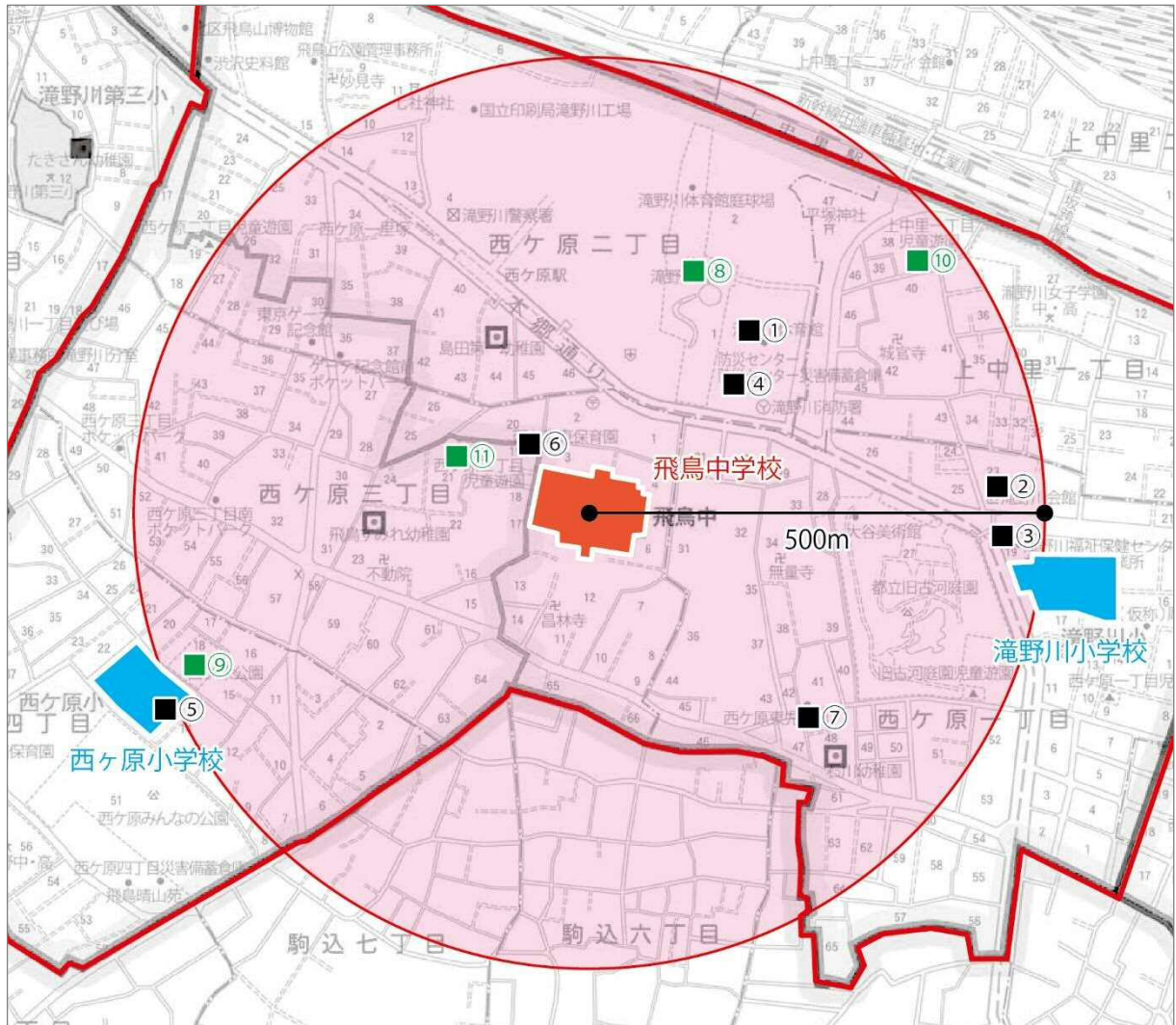
上表より、敷地拡張の可能性が高い敷地は『①神谷体育館敷地』『⑤神谷小学校敷地』『⑪神谷公園』である。（『⑪神谷公園』については、公園の位置を変更することで一体的な土地の活用が可能であると考える。）

$$\begin{aligned} & \text{神谷中学校校地 (6,844.64 m}^2\text{)} + \text{① (981.95 m}^2\text{)} + \text{⑤ (7,908.54 m}^2\text{)} \\ & = \underline{\underline{15,735.13 \text{ m}^2}} \end{aligned}$$

確保可能な校地面積	標準的な校地面積との比較	評価
15,735.13 m <sup>2</sup>	+ 735.13 m <sup>2</sup>	○

### ③飛鳥中サブファミリー

飛鳥中学校周辺における、敷地の拡張性がある公園・公共施設を示す。



縮尺 1:8000



施設名	敷地概要		評価	総合評価
	上段：敷地面積、	中段：敷地形状、		
① 滝野川体育館敷地	6,384.82 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 265m。中学校敷地から離れている。		-	
② 滝野川会館敷地	3,797.06 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 445m。中学校敷地から離れている。		-	
③ 滝野川福祉保健センター敷地	1,091.08 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 475m。中学校敷地から離れている。		-	
④ 防災センター敷地	2,626.18		○	-
	正形		○	
	直線距離約 205m。中学校敷地間に幹線道路がある。 中学校敷地から離れている。		-	
⑤ 西ヶ原小学校敷地	6,071.52 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 500m。中学校敷地から離れている。		-	
⑥ 西ヶ原東保育園敷地	758.29 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 90m。道路を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		○	
⑦ 西ヶ原東児童館敷地	379.62 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 325m。中学校敷地から離れている。		-	
⑧ 滝野川公園	15,837.06 m <sup>2</sup>		○	-
	不正形（建物配置が困難）。		-	
	直線距離約 255m。中学校敷地から離れている。		-	
⑨ 西ヶ原公園	2,171.58 m <sup>2</sup>		○	-
	正形		○	
	直線距離約 460m。中学校敷地から離れている。		-	
⑩ 上中里一丁目児童遊園	226.37 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 460m。中学校敷地から離れている。		-	
⑪ 西ヶ原三丁目児童遊園	308.05 m <sup>2</sup>		-	-
	正形		○	
	直線距離約 140m。別敷地を挟んでいるが中学校敷地に隣接。		△	

上表より、敷地拡張の可能性が高い敷地は飛鳥中学校周辺にはみられない。

飛鳥中学校校地（9,885.56 m<sup>2</sup>） + 合算なし = **9,885.56 m<sup>2</sup>**

確保可能な校地面積	標準的な校地面積との比較	評価
9,885.56 m <sup>2</sup>	- 5,114.44 m <sup>2</sup>	-

## (6) 施設一体型小中一貫校の設置対象サブファミリー

候補校の3つの中学校を含むサブファミリーについて、比較検討した項目とその評価を一覧表にまとめたうえで、各項目の検討結果を総合的に判断し、施設一体型小中一貫校の設置対象となるサブファミリーを選定する。

### 比較検討項目1 地域との関係性

サブファミリー	評価基準	評価	総合評価
①堀船中サブファミリー	答申との整合	—	課題有り
②神谷中サブファミリー	答申との整合	○	適
③飛鳥中サブファミリー	答申との整合	○	適

### 比較検討項目2 児童数・生徒数の推移

サブファミリー	評価基準	評価	総合評価
①堀船中サブファミリー	児童・生徒数	△	課題有り
	学級数	—	
②神谷中サブファミリー	児童・生徒数	○	適
	学級数	○	
③飛鳥中サブファミリー	児童・生徒数	○	適
	学級数	△	

### 比較検討項目3 通学距離

サブファミリー	評価基準	評価	総合評価
①堀船中サブファミリー	堀船小学校区	○	課題有り
	滝野川第五小学校区	△	
②神谷中サブファミリー	神谷小学校区	○	適
	稲田小学校区	○	
③飛鳥中サブファミリー	滝野川小学校区	○	適
	西ヶ原小学校区	○	

### 比較検討項目4 校地面積の確保

サブファミリー	施設名	敷地面積	合計敷地面積	総合評価
①堀船中サブファミリー 堀船中学校：12,260.72 m <sup>2</sup>	なし	—	12,260.72 m <sup>2</sup>	課題有り
	神谷体育館敷地	981.95 m <sup>2</sup>	15,735.13 m <sup>2</sup>	
②神谷中サブファミリー 神谷中学校：6,844.64 m <sup>2</sup>	神谷小学校校地	7,908.54 m <sup>2</sup>		適
③飛鳥中サブファミリー 飛鳥中学校：9,885.56 m <sup>2</sup>	なし	—	9,885.56 m <sup>2</sup>	課題有り

上記の結果から、

①比較検討項目1の地域との関係性においては、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として1つにまとまった場合でも、現在19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残ること

②比較検討項目2の児童数・生徒数の推移においては、将来的な児童数・生徒数の増加数が最も多く、今後の小・中学校の施設や設備について、改修・改善等の必要性が高いこと

③比較検討項目3の通学距離においては、小学生の通学距離の基準である1kmをカバーしており、児童の通学に与える影響が少ないこと

④比較検討項目4の校地面積の確保においては、周辺の公共施設を学校敷地として一体的に活用することが出来れば、施設一体型小中一貫校の設置に望ましい敷地面積が確保できること

これらの点を踏まえ、各項目の検討結果を総合的に判断すると、神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型小中一貫校を設置することが最も適切であると結論付けられる。

## 第4章 施設一体型小中一貫校の開校に向けて

「北区初」となる施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、設置の対象となるサブファミリー内の小学校・中学校の学校関係者および地域関係者との合意形成を図りながら開校に向けて進んでいく必要がある。

また、学校は「地域コミュニティの拠点」・「防災の拠点」であり、まちづくり・地域振興等の地域経営の視点も重要であり、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これらの点の充実を図らなければならない。このため、全庁的な協力体制・連携体制を築いたうえで、着実に一步一步進めていくことが重要である。

施設一体型小中一貫校については、全国的にも設置数は少なく、北区については設置の実績がない。そのため、今後の具体的な設置を進めるにあたっては、先進事例についての十分な調査・研究を行い、北区の状況および地域の状況に応じた施設一体型小中一貫校の設置を目指していく。

### **(1) 施設一体型小中一貫校の設置協議**

施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等を行うとともに、これまでのサブファミリーの枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図る必要がある。そのため、設置の対象となるサブファミリーを構成している小学校・中学校の3つの学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置する。

設置にあたっては、サブファミリーを構成する小学校・中学校の関係者に向けた説明会等を開催し、丁寧な説明を行うとともに、「(仮称)小中一貫校開校推進協議会」等を設置し、教職員、PTA、保護者等の学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえ、「地域に根ざした施設一体型小中一貫校」の設置を目指す。

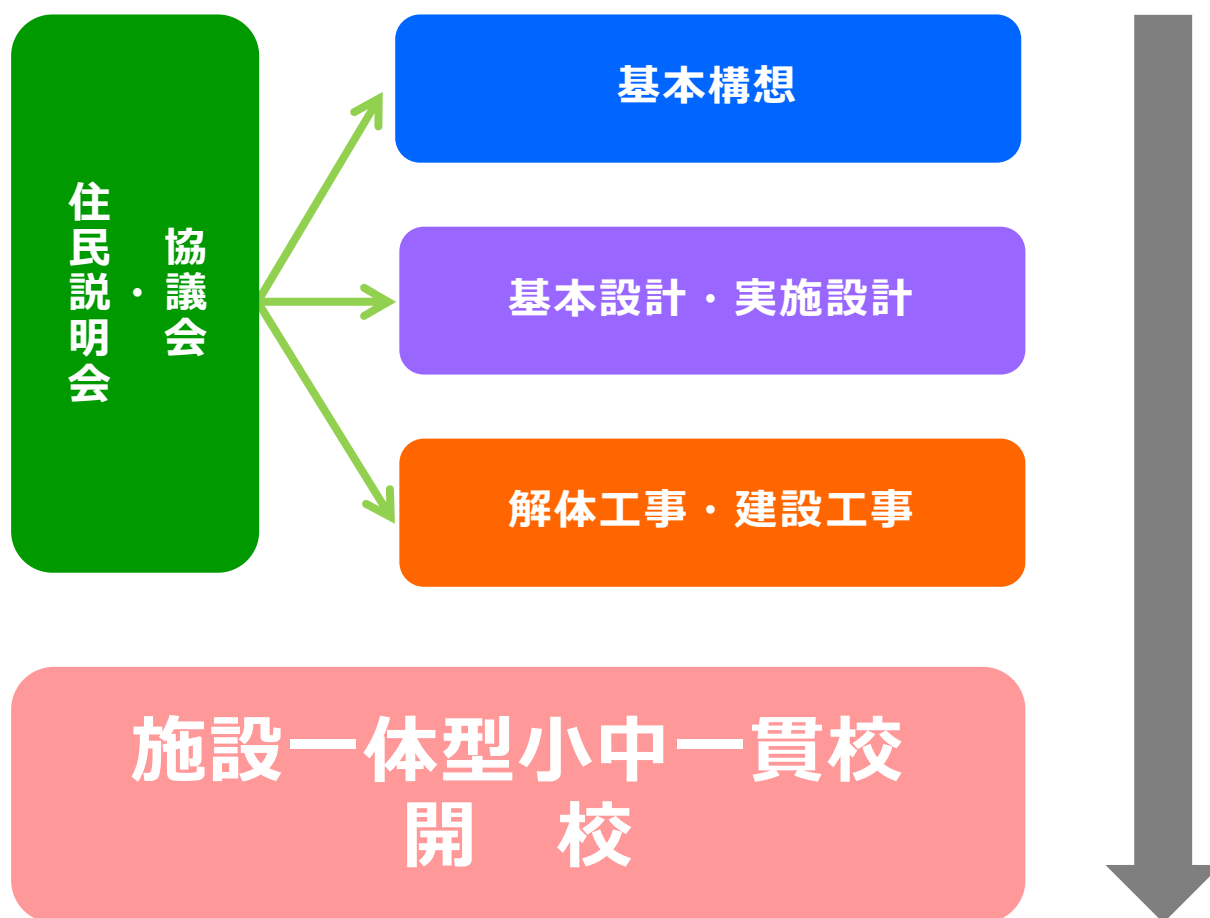
### **(2) 施設一体型小中一貫校の設置にあたっての課題**

施設一体型小中一貫校の設置については、上記協議会等における学校関係者および地域の意見を踏まえたうえで、計画的に推進していく必要があり、今後、上記協議会等で具体的な検討をすべき事項を整理すると以下のとおりとなる。

【今後の主な検討課題】

- ①施設一体型小中一貫校の整備に伴う仮移転先の確保
- ②施設一体型小中一貫校の通学区域
- ③施設一体型小中一貫校の施設配置と公園配置
- ④施設一体型小中一貫校と他施設との複合化
- ⑤施設一体型小中一貫校の教育課程 等

【参考資料 1】 施設一体型小中一貫校の開校に向けた事業イメージ



## 【参考資料 2】施設一体型小中一貫校の土地活用構想



現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館の土地を活用して、施設一体型小中一貫校を配置する。(校舎・校庭や公園の配置については、今後の検討課題。)

## 北区小中一貫校配置検討委員会設置要綱

28 北教教政第 1008 号

平成 28 年 4 月 5 日教育長決裁

## (設置)

第 1 条 北区における小中一貫校の配置に向けて必要な事項を検討するため、「北区小中一貫校配置検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北区における施設一体型の小中一貫校の配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

## (構成)

第 3 条 委員会は、教育長が委嘱又は任命する別表に掲げる者をもって構成する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長の指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、検討事項に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部教育政策課において処理する。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育委員会事務局教育振興部長が別に定める。

## 付則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限りで失効する。

【別表】

委員

役職	所属	職名	氏名
委員長	教育振興部	部長	田草川 昭夫
副委員長	子ども未来部	部長	栗原 敏明
副委員長	まちづくり部	部長	横尾 政弘
委員	企画課	課長	筒井 久子
委員	経営改革・公共施設再配置推進担当課長	課長	倉林 巧
委員	営繕課	課長	丸本 秀昭
委員	都市計画課	課長	寺田 雅夫
委員	土木政策課	参事	佐藤 信夫
委員	道路公園課	課長	石本 昇平
委員	学校改築施設管理課	課長	鈴木 正彦
委員	学校支援課	課長	浅香 光男
委員	教育指導課	課長	難波 浩明
委員	子ども未来課	参事	中嶋 稔
委員	子育て施策担当課長	課長	高木 俊茂
委員	保育課	課長	松田 秀行

アドバイザー

所属	職名	氏名
東京福祉大学	教授	山本 豊
東京都市大学	教授	山口 勝己

事務局

所属	職名	氏名
教育政策課	課長	野尻 浩行
教育政策課	主査	栗生 隆一
教育政策課	指導主事	小島 由子
教育政策課	主事	川名 麻裕美



北区小中一貫校配置検討委員会  
検討経過

回数	時期	内容
第1回	平成28年4月25日(月) 13:00～ 教育委員会室	<b>○施設一体型小中一貫校の配置について(1)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北区小中一貫校設置検討委員会報告書について</li> <li>・北区小中一貫校配置検討に係る基礎資料について</li> </ul>
第2回	平成28年6月28日(火) 15:00～ 教育委員会室	<b>○施設一体型小中一貫校の配置について(2)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・候補校の比較検討について</li> </ul>
第3回	平成28年8月25日(木) 15:00～ 教育委員会室	<b>○施設一体型小中一貫校の配置について(3)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめ</li> </ul>

# 北区小中一貫校配置検討委員会報告書

－ 9年間の学びを育む新たな学校づくりに向けて－

刊行物登録番号 28-1-067

発行年月 平成28年11月

発光 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課

〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号

電話 03-3908-9279